

中野市小規模維持補修工事等特定共同企業体試行要領

(目的)

第1 この要領は、市が発注する「中野市小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式試行要領」（以下「試行要領」という。）における特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態)

第2 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって「試行要領」に定める小規模維持補修工事を遂行する共同遂行方式とし、分担工事型、出資比率型のどちらかの形態によるものとする。

(構成員数)

第3 共同企業体の構成員数は、制限を設けない。

(構成員の組み合わせ及び要件)

第4 共同企業体の構成員の組み合わせは、次の各号の要件を満たさなければならない。

- 1 共同企業体として、いずれかの構成員が、「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」かつ「舗装」の入札参加資格を有していること。
- 2 構成員は、「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」又は「舗装」のいずれかの入札参加資格を有していること。
- 3 全ての構成員は、市内に本社を有する者（市内本店認定事業所を含む。）であること。
- 4 共同企業体は、当該工事に対応する許可業種に係る主任技術者を当該工事現場毎に配置できること。
- 5 全ての構成員は、契約時に法定外労働災害補償制度に加入する者であること。ただし、当該制度は元請・下請を問わず補償できる保険であり、かつ当該契約期間の全ての間において対象とする保険でなければならない。

(出資比率)

第5 各構成員の出資比率を設ける場合は、構成員数での均等に除した比率の10分の6以上とする。また、代表者の出資比率が構成員中最大とする。

(代表者)

第6 代表者は、共同企業体を管理統括するものとし、工事等の実施に当たり主任技術者を配置するものとする。

(結成方法)

第7 第4の要件を満たす者による自主結成とする。

(資格申請)

第8 共同企業体が施工体制の提案に参加しようとする場合は、次に定める書類を市長に提出するものとする。なお、構成員に変更があった場合は、その都度変更申請書及び変更協定書を知事に提出し、承認を受けるものとする。

- 1 小規模維持補修工事等特定共同企業体入札参加資格申請書(様式1)
- 2 小規模維持補修工事等特定共同企業体協定書(様式2-1、様式2-2)
- 3 小規模維持補修工事等特定共同企業体入札参加資格申請の審査関係書類

(共同企業体の入札参加資格)

第9 中野市小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式への共同企業体の入札参加資格については、第4第1項から第3項及び試行要領第3に適合しているかを審査のうえ、適当と認めるときは市長が付与する。

(緊急時連絡体制表の提出)

第10 契約企業体は、工事契約締結後、すみやかに共同企業体の緊急時連絡体制表(任意様式)を提出しなければならない。